

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
リトアニア	リトアニア国立交響楽団楽器整備計画のための贈与に関する日本国政府との交換公文	リトアニア国立交響楽団楽器整備計画を実施するために必要な役務の供与 1. 楽器及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1の楽器の輸送に必要な役務の供与	43,800千円 H19.1.10まで	H18.1.11 ビリニュスで (同日)	日本側 小川彌太郎在リト アニア大使 リトアニア側 アンタナス ・ヴァリヨニス外務大臣	H18.1.24 36号

- (注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
 (注2)贈与の使用期限について定めのないものは、――――――と記している。  
 (注3)日付については、平成△年△月△日をH○△□と記している。  
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。